

事務連絡  
令和8年3月13日

各都道府県水道行政担当部(局) 殿

各国土交通大臣認可水道事業者 殿

国土交通省水管理・国土保全局  
水道事業課

「水道分野のスマートメーターのデータ利活用に関するガイドライン」及び「水道分野のスマートメーターの導入事例集」の公表について

日頃より水道行政及び水道事業の推進に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

人口減少社会において労働力の確保が課題とされる中、水道分野のスマートメーターは、水道料金の検針業務の効率化、漏水箇所の早期発見、施設規模の最適化、データの見える化等、水道事業の管理にとって様々な効果が期待されています。

これを踏まえ、国土交通省では、水道分野のスマートメーターの導入推進に向けたガイドライン及び事例集の検討を行うため、学識者、事業主体である地方公共団体等の関係者で構成される「水道分野のスマートメーターの導入推進に係るワーキンググループ」を設置し、検討を進めてきました。

このたび、「水道分野のスマートメーターのデータ利活用に関するガイドライン」及び「水道分野のスマートメーターの導入事例集」をとりまとめ、本日、公表しました。

水道事業者におかれましては、これらを活用いただきながら、水道分野のスマートメーターの導入を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者に対して、本件を周知いただくようお願いいたします。

<公開用URL>

[https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/mizukokudo\\_watersupply\\_tk\\_000001\\_00074.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/mizukokudo_watersupply_tk_000001_00074.html)

(問い合わせ先)

国土交通省水管理・国土保全局

水道事業課(高梨・天見・蓼沼・小家石)

TEL:03-5253-8819(直通)

03-5253-8111(内線 34406,34412,34420)